

答 申 第 7 8 0 号  
令和元年 10 月 15 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 10 月 11 日  
付け神企産第 1527 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

行政データ統計処理システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 行政データ統計処理システムを導入し、行政の保有する個人情報を複合的な統計処理し、分析を行うことは、横断的な行政課題に対する根拠に基づいた政策立案が可能となり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 3 別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。  
なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、改めて当審議会の意見を求めること。

個人情報電子計算機処理することについて  
(第11条第1項)

別紙  
答申780

	類 型	理 由
6	<p>(行政データ統計処理システムにおける個人情報の電子計算機処理)</p> <p>市が保有する個人情報を統計処理し、分析するために、セキュリティレベルの高い高演算処理能力を有するスタンドアロンの専ら統計処理を行うためのパーソナルコンピュータで構成された行政データ統計処理システムで、市販の表計算、データベース管理、地理情報分析・表示、データ可視化及び文書・資料作成用のソフトウェアを使用して行う電子計算機処理</p>	<p>行政データ統計処理システムは、スタンドアロンで使用し、外部との接続は行わず不正アクセスが防止できる。端末機の操作は指紋認証、パスワード設定、属性に基づきアクセス制御ができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても適正に管理される。</p> <p>行政データ統計処理システムを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。</p> <p>類型に該当して電子計算機処理する個人情報は、必要最小限とする。</p>

思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第2項第2号)

別紙  
答申 780

	類 型	電子計算機処理する個人情報	理 由
2	<p>(行政データ統計処理システムにおける個人情報の電子計算機処理)</p> <p>市が保有する個人情報を統計処理し、分析するために、セキュリティレベルの高い高演算処理能力を有するスタンドアロンの専ら統計処理を行うパーソナルコンピュータで構成された行政データ統計処理システム及びPC統合管理システム登録パーソナルコンピュータで、市販の表計算、データベース管理、地理情報分析・表示、データ可視化及び文書・資料作成用のソフトウェアを使用して行う電子計算機処理及び全庁ファイルサーバにおいて複数の職員が上記市販のソフトウェアにより、電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>介護情報、障害情報、病歴情報など身体に関する個人情報</p>	<p>行政データ統計処理システムを使用する場合、対象データの統計処理を迅速かつ効率的に実施することが可能となるため</p>

<備考>類型に該当して電子計算機処理する条例第7条第3項の個人情報は、必要最小限とする。